



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

- 教育委員会規則
- *30 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
- 1296 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請
(NPO協働推進課)
- 1297 生活保護法による施術機関の指定(福祉保健総務課)
- 1298 生活保護法による指定介護機関の廃止
(")
- 1299 生活保護法による介護機関の指定(")
- 1300 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定
(障害福祉課)
- 1301 換地計画の決定 (農村計画課)
- 1302 都市計画事業の事業計画の変更認可(道路建設課)
- 1303 " (")
- 公告
- 和歌山県が発注する本庁舎等の清掃、警備等の業務の委託に関する資格審査に係る申請の受付 (管財課)
- 諸報
- 拾得物件公告 (和歌山県橋本警察署)

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第30号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年11月20日

和歌山県教育委員会委員長 榎 畑 直 尚

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第75条」を「第81条」に改める。

附 則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1296号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成20年1月6日まで縦覧に供する。

平成19年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成19年11月6日
- 2 名称
特定非営利活動法人ささえあい橋本
- 3 代表者の氏名
尾崎千鶴子
- 4 主たる事務所の所在地
橋本市胡麻生111番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、乳幼児から高齢者全般に対して、保健、医療及び福祉の増進に関する事業を行い、人権と福祉の街づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1297号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田柔 30-19	整骨院健康館	田辺市東山1-5-1	平成 19.9.1

和歌山県告示第1298号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1	株式会社コムスンかいなんケアセンター	海南市名高504-1 サクラテナント	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.10.31

和歌山県告示第1299号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成19年11月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
セントケア和歌山株式会社	東京都港区六本木6-10-1	セントケアかいなん	海南市名高504-1 サクラテナントA・B	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.11.1
株式会社みなとあひるケアサービス	田辺市湊1138	株式会社みなとあひるケアサービス	田辺市湊1138	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.10.22
医療法人明美会	有田郡有田川町小島15	グループホーム「きびの里」	有田郡有田川町小島2-3	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	平成19.7.4

和歌山県告示第1300号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公指定訪問看護事業者等

示する。

平成19年11月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
セントケア和歌山株式会社	東京都港区六本木6-10-1	セントケア訪問看護ステーション城北	平成19.11.1

和歌山県告示第1301号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営ほ場整備事業中・栄・才野地区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成19年11月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成19年11月21日から平成19年12月19日まで
- 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画課、西牟婁振興局産業振興部農地課及び白浜町富田事務所

和歌山県告示第1302号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成19年11月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 施行者の名称
和歌山市
- 都市計画事業の種類及び名称
平成13年和歌山県告示第799号和歌山都市計画道路事業3・2・6号南港山東線
- 事業施行期間
平成13年10月5日から平成23年3月31日まで
- 事業地
取用の部分
平成13年和歌山県告示第799号の事業地のうち和歌山

和歌山県告示第1303号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成19年11月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称
和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成15年和歌山県告示第1059号和歌山都市計画道路事業
3・5・12号市駅小倉線
- 3 事業施行期間
平成15年9月16日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
平成15年和歌山県告示第1059号の事業地のうち和歌山県和歌山市太田字老人島、出水字四反長地内において事業地を変更する
使用の部分
変更なし

公 告

公 告

和歌山県が発注する本庁舎等(和歌山県総務部総務管理局管財課が所轄する庁舎をいう。)の清掃、警備等の業務の委託について、和歌山県が行う本庁舎等の清掃、警備等の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成10年和歌山県告示第84号。以下「要綱」という。)に定める資格審査に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成19年11月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 営業種目
一般清掃業
空気環境測定業
貯水槽清掃消毒業
排水管清掃業
ねずみ・昆虫等駆除業
白あり駆除予防業
庁舎等警備業
- 2 競争入札に参加することができる者
競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者以外の者で要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の

審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札等参加資格を有すると認められ競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 国税及び県税を滞納している者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までに掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (5) 入札参加資格を取り消された者で、当該取り消された日から2年を経過していないもの
- (6) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において当該許可、認可等を得ていない者
- (7) 契約の履行が困難と認められる者

3 申請の方法

資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、県の所定の競争入札参加資格申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。ただし、知事が特に認める場合は、その一部の添付を免除することができる。

- (1) 経営状況等に関する次に掲げる調書
ア 経営規模及び経営状況等総括表
イ 営業種目及び契約履行状況調書
- (2) 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
イ 和歌山県が課する県税全税目
ウ 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)
- (5) 財務諸表(直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- (6) 業務状況一覧表
- (7) 使用印鑑届
- (8) 誓約書
- (9) 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類又はその写し(許可、認可等を必要とする業種に限る。)

なお、一般清掃業、空気環境測定業、貯水槽清掃消毒業、排水管清掃業及びねずみ・昆虫等駆除業にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律

(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の都道府県知事の登録(和歌山県知事の登録)を受けていることの証明書の写しを添付すること。

(10) 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状

(11) 所在地見取図

4 申請書類の提出先並びに申請書類の用紙の交付請求先及び交付時期

(1) 申請書類の提出先

和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 申請書類の用紙の交付請求先

和歌山県総務部総務管理局管財課

(3) 申請書類の用紙の交付時期

平成19年12月3日(月)から平成20年1月31日(木)まで

5 申請書類及びその添付書類の提出時期

平成20年1月4日(金)から同年1月31日(木)まで

6 資格審査の結果の通知

申請者には、資格審査の結果を文書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

平成20年3月1日から平成22年2月28日まで

8 問い合わせ先

和歌山県総務部総務管理局管財課管理班

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2214

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年11月20日

和歌山県橋本警察署長 田村敏行

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金200,000円 (裸金)	平成 19年10月24日	橋本市吉原地内 (家屋の郵便受けに投 函されていたもの)